

第30回 京都市自殺総合対策連絡会 次第

日 時：令和7年3月25日（火）

10時00分～11時30分

会 場：京都市役所分庁舎4階 第4会議室

1 開会の挨拶

2 議題

（１）本市における自殺の状況及び自殺対策に係る取組について

ア 自殺の状況

イ 自殺対策の取組

（２）その他

＜配布資料＞

- 座席表
- 出席者名簿
- 京都市自殺総合対策連絡会設置要綱

＜資 料＞

- | | |
|-------|----------------------|
| 資料１－１ | 京都市における自殺の状況 |
| 資料１－２ | 全国の小中高生の自殺者数の状況 |
| 資料２－１ | 令和６年度 京都市における自殺対策の取組 |
| 資料２－２ | 令和７年度 京都市における自殺対策の取組 |

第30回京都市自殺総合対策連絡会
令和7年3月25日（火）

保健福祉局
健康長寿のまち・京都推進室
健康長寿企画課
地域包括ケア推進担当課長
岡 克彦

会 長
京都大学大学院
教授 中山 健夫

市民公募委員
芦田 光一

（一社）京都市老人クラブ連合会
常務理事・事務局長
田中 均

京都市社会福祉協議会
参加支援部
部 長 前田 えり子

京都府私立中学高等学校連合会
事務局次長 片岡 精一郎

京都労働局労働基準部健康安全課
主任地方労働衛生専門官
山田 英輔

（一社）京都府医師会
理事 三木 秀樹

京都弁護士会
人権擁護委員会
委 員 山口 亮

京都司法書士会
セーフコミュニティ支援委員会
副委員長 浅井 健

京都府警察本部
人身安全対策課 庶務係
係長 中川 貴之

中京区役所保健福祉センター
保健福祉センター長
中山 英之

東山区役所保健福祉センター
子どもはぐくみ室長
平松 謙一

教育委員会 指導部 生徒指導課
担当課長 戸田 晃司

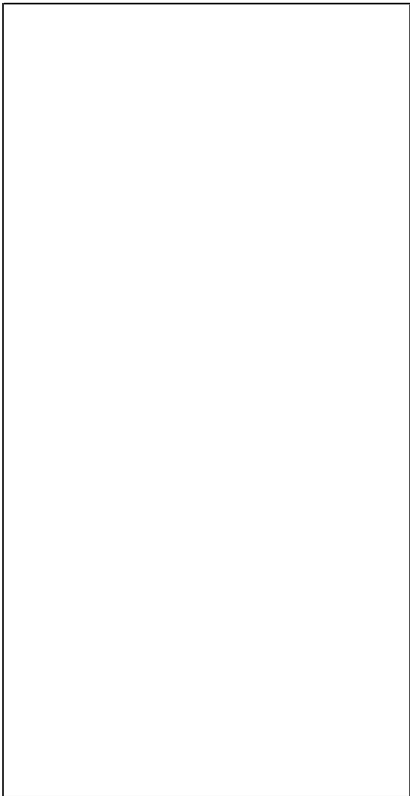
京都市立中学校長会
京都市立栗陵中学校
校 長 石田 裕之

こころのカフェきょうと
（自死遺族サポートチーム）
代 表 中村 恵恵

（一社）京都府臨床心理士会
副会長 山本 喜晴

（福）京都市いのちの電話
事務局長 鈴木 工

認定NPO法人
京都自死・自殺相談センター
理 事 廣谷 ゆみ子



（事務局）

（敬称略）

障害保健福祉推進室
施設福祉課長 北垣 政治

障害保健福祉推進室
長 阪本 一郎

こころの健康増進センター
所 長 後藤 弘雅

こころの健康増進センター
相談援助課長 牧 広美

（事務局）

障害保健福祉推進室
吉田 麻美

障害保健福祉推進室
奈良井 梓

障害保健福祉推進室
精神保健福祉係長 芝 和樹

こころの健康増進センター
相談援助課 上田 遥香

こころの健康増進センター
相談援助課係長 善波 順子

入口

第30回京都市自殺総合対策連絡会 出席者名簿

令和7年3月25日（火）

区分	機関・団体等	職名	氏名
学識経験者	京都大学大学院 医学研究科 健康情報学	教授	中山 健夫
市民公募委員	—	—	芦田 光一
地域	（一社）京都市老人クラブ連合会	常務理事・事務局長	田中 均
	京都市社会福祉協議会 参加支援部	部長	前田 えり子
教育機関	京都市立中学校長会	京都市立栗陵中学校 校長	石田 裕之
	京都府私立中学高等学校連合会	事務局次長	片岡 精一郎
企業・職場	京都労働局労働基準部健康安全課	主任地方労働衛生専門官	山田 英輔
保健医療機関等	（一社）京都府医師会	理事	三木 秀樹
司法等	京都弁護士会 人権擁護委員会	委員	山口 亮
	京都司法書士会 セーフコミュニティ支援委員会	副委員長	浅井 健
	京都府警察本部 人身安全対策課	庶務係 係長	中川 貴之
関係団体等	（福）京都いのちの電話	事務局長	鈴木 工
	こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）	代表	中村 智恵
	（一社）京都府臨床心理士会	副会長	山本 喜晴
	認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター	理事	廣谷 ゆみ子
京都市	教育委員会 指導部 生徒指導課	担当課長	戸田 晃司
	中京区役所保健福祉センター	保健福祉センター長	中山 英之
	東山区役所保健福祉センター	子どもはぐくみ室長	平松 謙一
	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	地域包括ケア推進担当課長	岡 克彦
	こころの健康増進センター （事務局）	所長	後藤 弘雅
		相談援助課長	牧 広美
		相談援助係長	善波 順子
		係員	上田 遥香
	保健福祉局 障害保健福祉推進室 （事務局）	室長	阪本 一郎
		施設福祉課長	北垣 政治
		精神保健福祉係長	芝 和樹
		係員	奈良井 梓
		係員	吉田 麻美

（敬称略）

京都市自殺総合対策連絡会設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法を踏まえ、行政や関係機関・団体が連携共同し、総合的な自殺対策を推進し、「すべての市民が心身ともに健やかにくらせるまち京都」を実現するため、「京都市自殺総合対策連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺総合対策の検討に関すること
- (2) 自殺総合対策推進のための情報交換及び連携協力に関すること
- (3) その他自殺総合対策の推進に関すること

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

2 学識経験者及び公募により参加した市民委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、構成団体等の中から互選によって定める。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、構成団体等の中から会長の指名により選出する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要がある時は、連絡会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 連絡会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、会長が別に定める。
- 3 ワーキンググループは、自殺対策に関する具体的な検討や連絡会に付議する事案の調整を行う。
- 4 ワーキンググループは、検討結果を連絡会に報告する。
- 5 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループ構成員の互選により選任する。
- 6 座長は、ワーキンググループを代表し、その事務を総括し、会議の議長となる。
- 7 ワーキンググループは、必要に応じ座長が招集する。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は保健福祉局障害保健福祉推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年11月5日から施行する。

この要綱は平成 21 年 12 月 25 日から施行する。
この要綱は平成 22 年 7 月 6 日から施行する。
この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は平成 24 年 9 月 10 日から施行する。
この要綱は平成 25 年 9 月 9 日から施行する。
この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は平成 29 年 5 月 8 日から施行する。
この要綱は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この要綱は令和 元年 5 月 1 日から施行する。

(別表)

京都市自殺総合対策連絡会 構成機関・団体等

機関・団体等		
学識経験者		
市民公募委員		
団体・機関の代表	地 域	京都市PTA連絡協議会
		京都市保健協議会連合会
		(一社)京都市老人クラブ連合会
		(福)京都市社会福祉協議会
	教育機関	京都市小学校長会
		京都市立中学校長会
		京都府私立中学高等学校連合会
	企業・職場	京都商工会議所
		京都労働局労働基準部
		独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
	保健医療機関等	(一社)京都府医師会
		(公社)京都府看護協会
	司法等	京都弁護士会
		京都司法書士会
		京都府警察本部
	関係団体等	(福)京都いのちの電話
		こころのカフェきょうと(自死遺族サポートチーム)
		(一社)京都府臨床心理士会
		認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター
		学生団体SMILE
	京都市	教育委員会 指導部生徒指導課 体育健康教育室
		保健福祉センター
		保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
	事務局	保健福祉局こころの健康増進センター
		保健福祉局障害保健福祉推進室

(自殺総合対策連絡会資料)

令和 7 年 3 月 25 日
京都市障害保健福祉推進室

令和 6 年の自殺者数（暫定値）

- 1 令和 7 年 1 月、国から、令和 6 年（1 月～12 月）の全国の自殺者数（警察庁統計（暫定値））が 20,268 人（前年比 1,569 人（7.2%）減）となったことが発表された。

※ 統計を開始した昭和 53 年以降で 2 番目に少ない人数（最少は令和元年）

このうち、本市の自殺者数は 196 人で、前年比 45 人（18.7%）減となっている。

※ 令和元年の 186 人に次ぐ、これまでに 2 番目に少ない人数

- 2 全国の自殺者数は、コロナ禍となった令和 2 年以降、2 万 1 千人台が続く高止まりの状態であったが、令和 6 年は大幅に減少。

本市の自殺者数は、令和 2 年以降 4 年連続で増加していたが、令和 6 年は 5 年ぶりかつ大幅に減少

<近年の全国及び本市の自殺者数の推移>

	全国		本市	
	自殺者数（前年比）	自殺死亡率	自殺者数（前年比）	自殺死亡率
平成 30 年	20,840 人（△481 人）	16.4	201 人（△10 人）	14.20
令和元年	20,169 人（△671 人）	15.9	186 人（△15 人）	13.17
令和 2 年	21,081 人（+912 人）	16.7	200 人（+14 人）	14.19
令和 3 年	21,007 人（△74 人）	16.7	202 人（+2 人）	14.42
令和 4 年	21,881 人（+874 人）	17.5	223 人（+21 人）	16.06
令和 5 年	21,837 人（△44 人）	17.6	241 人（+18 人）	17.40
令和 6 年	20,268 人（△1,569 人）	16.3	196 人（△45 人）	14.21

※ 自殺死亡率 … 人口 10 万人当たりの自殺者数

- 3 本市の自殺者数の傾向分析は、以下のとおり

（1）年齢ごとの傾向

前年と比較し、20 歳代以外は減少

（20 歳未満△1 人、20 歳代+10 人、30 歳代△8 人、40 歳代△2 人、50 歳代△17 人、60 歳代△9 人、70 歳代△1 人、80 歳以上△17 人）

（2）男女ごとの傾向

前年と比較し、男性は大幅に減少、女性はやや増加

（男性△48 人、女性+3 人）

(別紙)

○自殺者数・月別（人）（Ｒ６は暫定値）

	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
京都市	R6	15	14	10	15	26	19	19	14	16	23	11	14	196
	R5	21	17	31	23	16	20	12	26	23	21	13	18	241
	増減	△ 6	△ 3	△ 21	△ 8	10	△ 1	7	△ 12	△ 7	2	△ 2	△ 4	△ 45
全国	R6	1,687	1,557	1,891	1,903	1,853	1,716	1,771	1,620	1,694	1,640	1,577	1,359	20,268
	R5	1,871	1,685	2,031	1,965	1,903	1,788	1,857	1,822	1,880	1,868	1,606	1,561	21,837
	増減	△ 184	△ 128	△ 140	△ 62	△ 50	△ 72	△ 86	△ 202	△ 186	△ 228	△ 29	△ 202	△ 1,569

○自殺者数・年齢男女別（人）（Ｒ６は暫定値）

			自殺者数	年齢（10歳階級）別								
				20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳
京都市	R 6	総数	196	9	43	17	32	35	25	22	13	0
		男性	117	2	21	13	19	25	16	11	10	0
		女性	79	7	22	4	13	10	9	11	3	0
	R 5	総数	241	10	33	25	34	52	34	23	30	0
		男性	165	5	25	19	26	33	24	14	19	0
		女性	76	5	8	6	8	19	10	9	11	0
	増減	総数	△ 45	△ 1	10	△ 8	△ 2	△ 17	△ 9	△ 1	△ 17	0
		男性	△ 48	△ 3	△ 4	△ 6	△ 7	△ 8	△ 8	△ 3	△ 9	0
	女性	3	2	14	△ 2	5	△ 9	△ 1	2	△ 8	0	
全国	R 6	総数	20,268	800	2,457	2,391	3,205	3,786	2,580	2,678	2,344	27
		男性	13,763	370	1,539	1,709	2,358	2,677	1,809	1,795	1,483	23
		女性	6,505	430	918	682	847	1,109	771	883	861	4
	R 5	総数	21,837	810	2,521	2,587	3,625	4,194	2,798	2,901	2,370	31
		男性	14,862	431	1,599	1,883	2,665	2,939	1,931	1,910	1,479	25
		女性	6,975	379	922	704	960	1,255	867	991	891	6
	増減	総数	△ 1,569	△ 10	△ 64	△ 196	△ 420	△ 408	△ 218	△ 223	△ 26	△ 4
		男性	△ 1,099	△ 61	△ 60	△ 174	△ 307	△ 262	△ 122	△ 115	4	△ 2
	女性	△ 470	51	△ 4	△ 22	△ 113	△ 146	△ 96	△ 108	△ 30	△ 2	

自殺の状況について

<参考> 自殺の統計について

自殺の統計には警察庁「自殺統計」と厚生労働省「人口動態統計」がある。

1 警察庁「自殺統計」

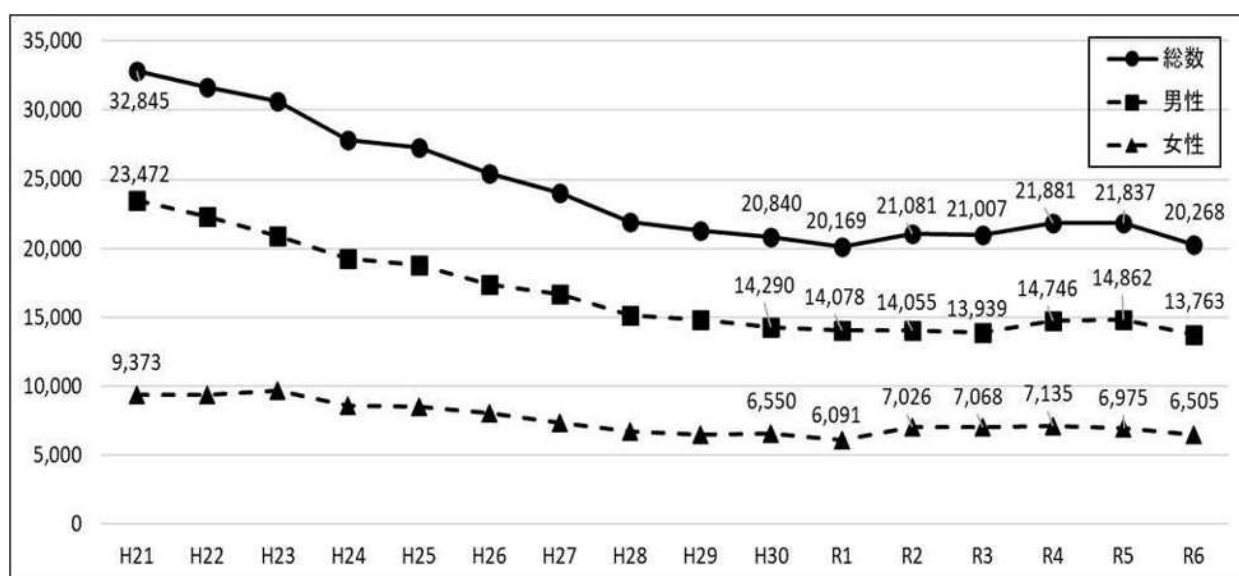
警察庁「自殺統計」は、国内の総人口（日本に在住する外国人を含む。）を対象として、自殺死体発見時点（正確には認知時点）での発見地を基に計上している。捜査等によって、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

2 厚生労働省「人口動態統計」

厚生労働省「人口動態統計」は、国内の日本人を対象とし、死亡時点での住所地を基に計上している。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合は、遡って自殺に計上している。

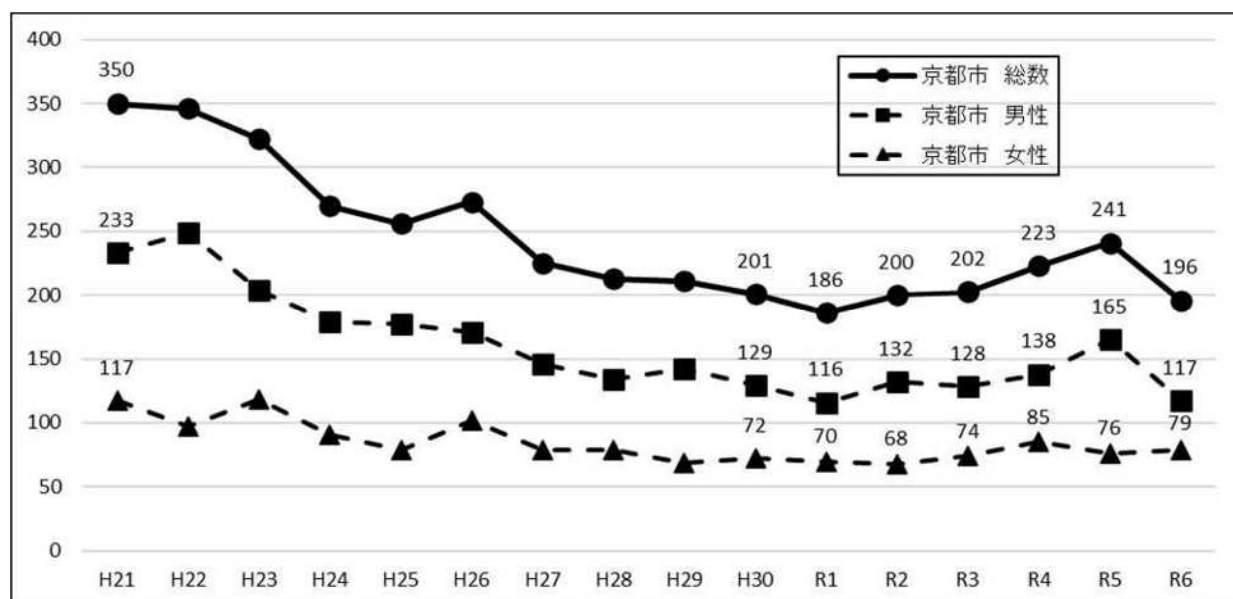
1 警察庁統計に基づく自殺の状況について（R6は暫定値）

（1）全国の自殺者数の推移



※厚生労働省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8 表（市町村・発見日・発見地）から作成。

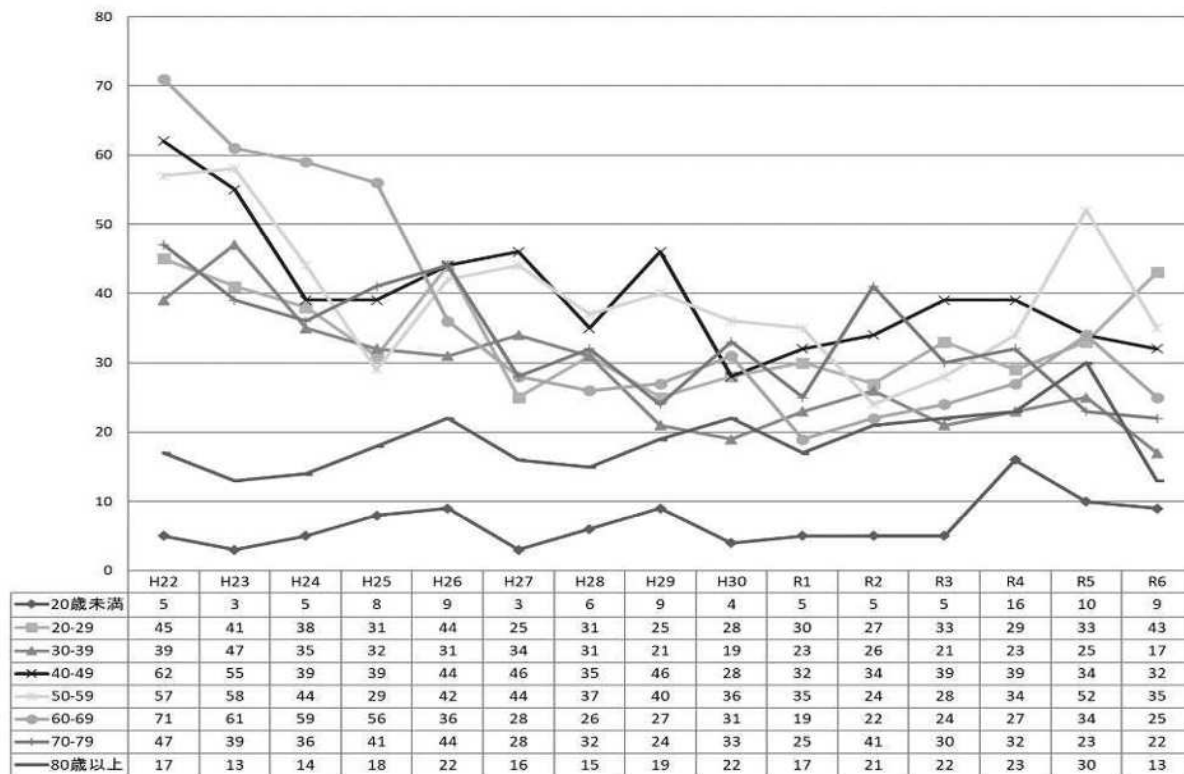
（2）本市の自殺者数の推移



※厚生労働省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8 表（市町村・発見日・発見地）から作成。

(3) 本市の年齢別自殺者数の推移

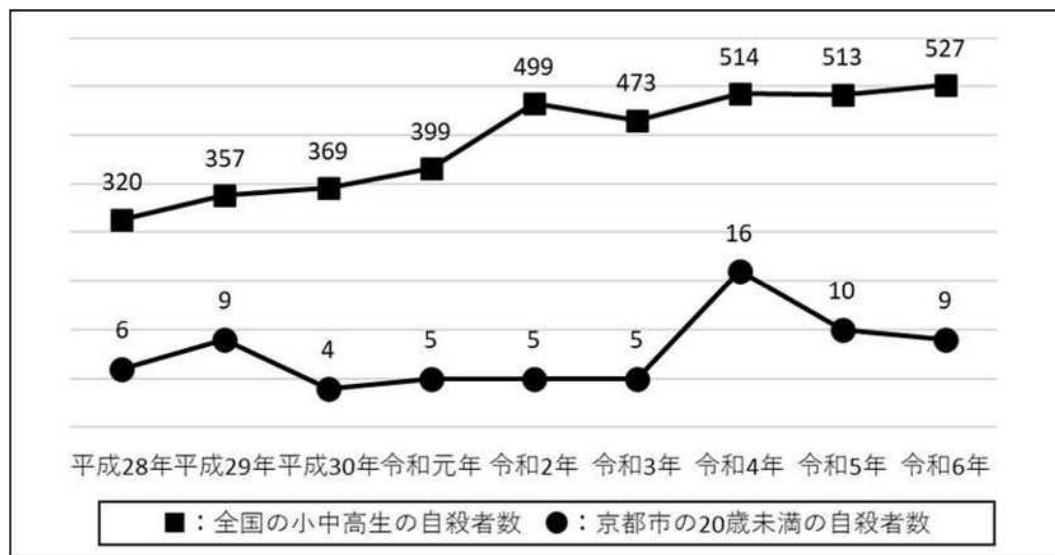
自殺者数（人）



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8 表（市町村・発見日・発見地）から作成。

(4) こどもの自殺者数の推移

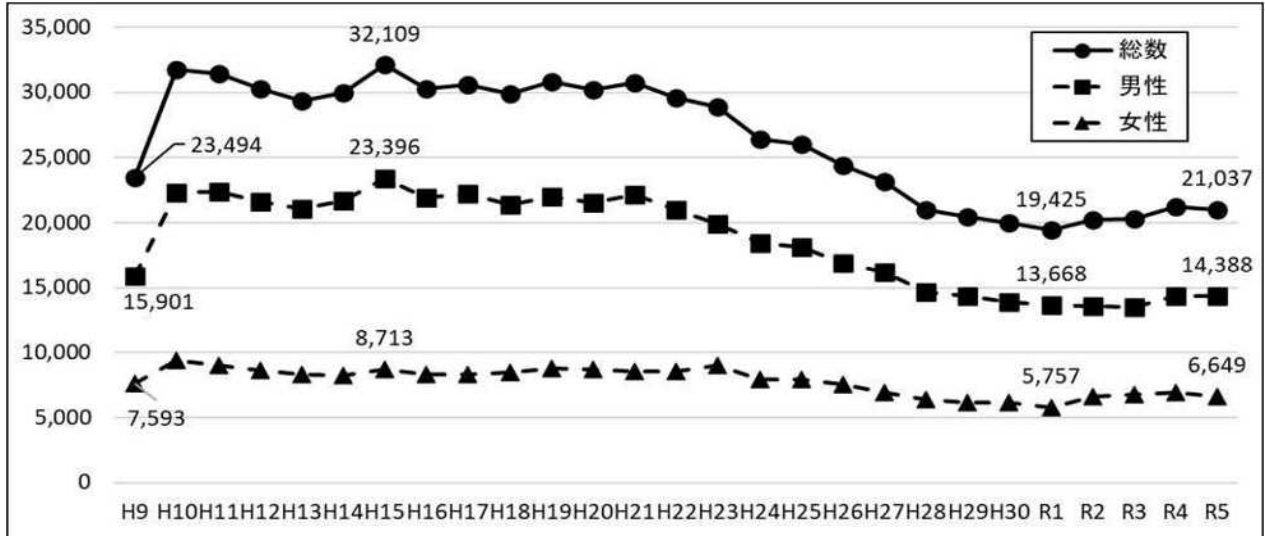
※京都市の小中高生の自殺者数の公表データがないため、近似値として 20 歳未満の自殺者数を比較したもの。



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」から作成。

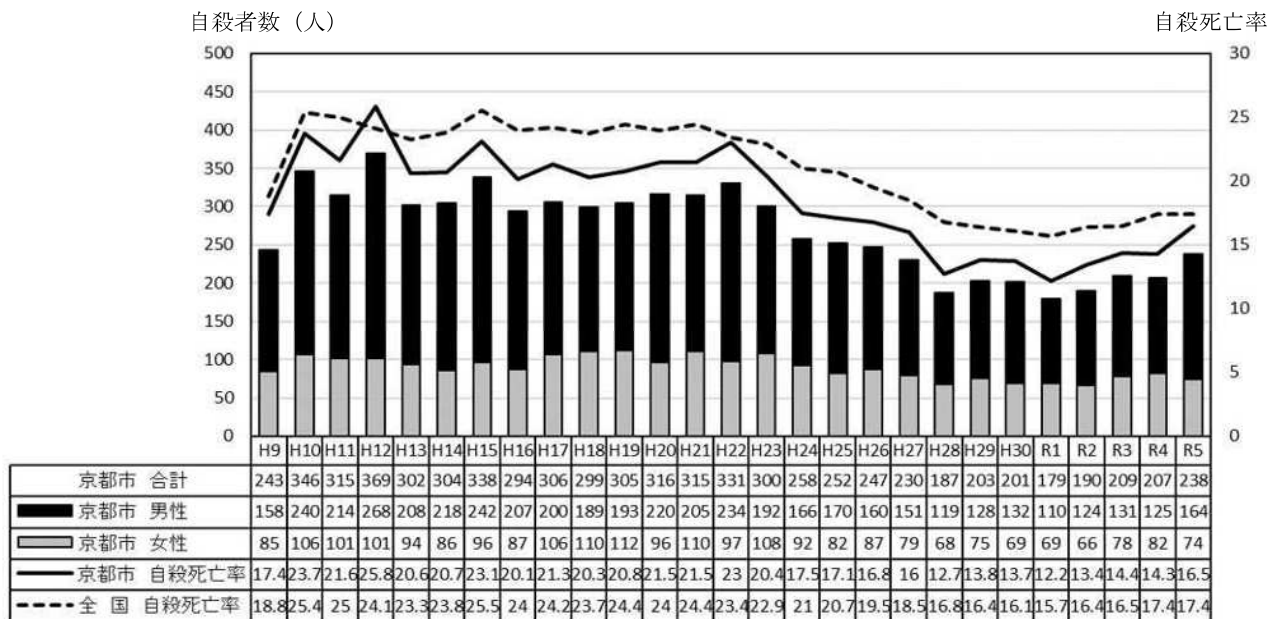
2 人口動態統計に基づく自殺の状況について（R5までの推移）

（1）全国の自殺者数の推移



※ 厚生労働省「人口動態統計」から作成。

（2）本市の自殺者数及び自殺死亡率（10万人対の自殺者数）の推移



※ 厚生労働省「人口動態統計（確定値）」から作成。

(3) 指定都市における自殺死亡率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1	京都市 (12.2)	岡山市 (12.8)	熊本市 (12.6)	岡山市 (12.0)	川崎市 (14.4)
2	仙台市 (12.7)	京都市 (13.4)	川崎市 (13.2)	さいたま市 (13.8)	熊本市 (14.5)
3	熊本市 (13.0)	浜松市 (13.7)	浜松市 (13.3)	広島市 (14.1)	静岡市 (14.6)
4	さいたま市 (13.0)	広島市 (14.1)	静岡市 (13.6)	京都市 (14.3)	横浜市 (15.2)
5	川崎市 (13.0)	静岡市 (14.5)	さいたま市 (14.3)	横浜市 (14.8)	千葉市 (15.2)
6	横浜市 (13.1)	新潟市 (14.8)	京都市 (14.4)	浜松市 (15.4)	岡山市 (15.4)
7	名古屋市 (13.1)	さいたま市 (14.8)	名古屋市 (14.6)	名古屋市 (15.5)	広島市 (15.7)
8	岡山市 (13.2)	横浜市 (15.0)	横浜市 (15.2)	仙台市 (15.6)	名古屋市 (15.9)
9	北九州市 (13.7)	川崎市 (15.3)	千葉市 (15.3)	川崎市 (15.8)	相模原市 (16.0)
10	福岡市 (13.8)	北九州市 (15.9)	新潟市 (15.6)	神戸市 (16.1)	仙台市 (16.2)
11	広島市 (13.8)	札幌市 (15.9)	岡山市 (15.7)	静岡市 (16.5)	さいたま市 (16.3)
12	浜松市 (14.0)	名古屋市 (16.0)	北九州市 (15.7)	千葉市 (16.9)	京都市 (16.5)
13	相模原市 (14.1)	神戸市 (16.1)	神戸市 (16.1)	福岡市 (17.0)	福岡市 (17.0)
14	堺市 (14.9)	熊本市 (16.1)	広島市 (16.1)	札幌市 (17.3)	新潟市 (17.5)
15	神戸市 (15.4)	千葉市 (16.3)	堺市 (16.3)	新潟市 (18.0)	浜松市 (17.7)
16	新潟市 (15.6)	福岡市 (16.3)	札幌市 (17.0)	熊本市 (18.4)	神戸市 (18.1)
17	札幌市 (16.3)	堺市 (17.6)	仙台市 (17.1)	北九州市 (19.2)	堺市 (18.7)
18	静岡市 (17.1)	仙台市 (17.9)	福岡市 (17.1)	相模原市 (19.5)	札幌市 (18.8)
19	大阪市 (17.1)	相模原市 (18.1)	相模原市 (17.2)	堺市 (20.0)	北九州市 (20.3)
20	千葉市 (17.1)	大阪市 (21.8)	大阪市 (19.3)	大阪市 (21.0)	大阪市 (21.0)

※自殺死亡率の低い順 ※ () 内は自殺死亡率

※ 厚生労働省「人口動態統計(確定値)」から作成。

(4) 令和5年中における自殺の概要

ア 京都市 ○ 自殺者数：R4 207人→ R5 238人(対前年比：14.9%増)
 (内訳) 男性：164人(対前年比：+39人) 全体の68.9%
 女性：74人(対前年比：-8人) 全体の31.1%
 ○ 自殺死亡率：R4 14.4→ R5 16.5(20指定都市の中で12番目に低い)

イ 全国 ○ 自殺者数：R4 21,252人→ R5 21,037人(対前年比：1.01%減)
 (内訳) 男性：14,388人(対前年比：+26人) 全体の68.4%
 女性：6,649人(対前年比：-241人) 全体の31.6%
 ○ 自殺死亡率：R4 17.4→ R5 17.4

＜参考＞地域自殺実態プロファイルから見える本市の自殺の特徴

（１）指標ごとの自殺死亡率と全自治体におけるランク

R1～R5 合計	京都市 自殺率	全国 自殺率			京都市 自殺率	全国 自殺率
総数	15.0	16.6	男性	20 歳未満	4.66	4.13
男性	20.5	23.0		20 歳代	25.82	24.48
女性	10.1	10.5		30 歳代	19.46	24.76
20 歳未満	3.4	3.6		40 歳代	23.98	27.13
20 歳代	18.5	19.0		50 歳代	27.37	30.65
30 歳代	14.9	17.7		60 歳代	19.82	24.25
40 歳代	17.2	19.3		70 歳代	21.94	25.60
50 歳代	19.2	22.0		80 歳以上	28.92	33.88
60 歳代	15.9	17.6				
70 歳代	17.0	18.3	女性	20 歳未満	2.07	3.05
80 歳以上	17.0	20.0		20 歳代	11.37	13.13
若年者(20～39 歳)	16.7	18.3		30 歳代	10.46	10.23
高齢者(70 歳以上)	17.0	19.1		40 歳代	10.78	11.23
勤務・経営 ^{注)}	12.8	14.9		50 歳代	11.52	13.32
無職者・失業者 ^{注)}	27.6	34.9		60 歳代	12.34	11.12
				70 歳代	13.07	12.36
				80 歳以上	10.44	12.15

注) 特別集計に基づく 20～59 歳を対象とした自殺率

※出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

（２）性別・年代別・職業の有無で分類した自殺者数（不詳の数を除く。）の上位 5 区分

R1～R5 合計	男性		女性	
	京都市	全国	京都市	全国
1 位	50 歳代有職	40 歳代有職	70 歳代無職	70 歳代無職
2 位	70 歳代無職	50 歳代有職	80 歳以上無職	80 歳以上無職
3 位	40 歳代有職	70 歳代無職	60 歳代無職	50 歳代無職
4 位	80 歳以上無職	80 歳以上無職	40 歳代無職	60 歳代無職
5 位	20 歳代無職	30 歳代有職	50 歳代無職	40 歳代無職

※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」から作成。

(3) 若年者関連

全国と比較した本市の児童・生徒等の自殺者数及び自殺割合について

児童・生徒等 (<u>全年齢</u>)	京都市 (R1～R5 合計)		全国 (R1～R5 合計)	
	自殺者数 (人)	割合※ ¹ (%)	自殺者数 (人)	割合※ ¹ (%)
中学生以下	7	8.0	761	15.1
高校生	10	11.4	1,629	32.4
大学生	64	72.7	2,082	41.4
専修学校生等	7	8.0	552	11.0
合計	88	100	5,024	100

※出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2024)」

※¹ 児童・生徒等の自殺者数の合計に占める各欄の自殺者数の割合。

(4) 中高年女性関連

全国と比較して自殺死亡率が高い区分（性別、年齢階級、同居人・職業の有無で 24 区分に分類）

区分	自殺者数 5 年計	自殺率 (10 万対)	全国 自殺率	背景にある主な自殺の危機経路の例※
女性 60 歳以上有職独居	6	12.2	8.8	死別・離別＋身体疾患→うつ状態→自殺
女性 60 歳以上無職独居	76	24.7	20.3	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示したもの。

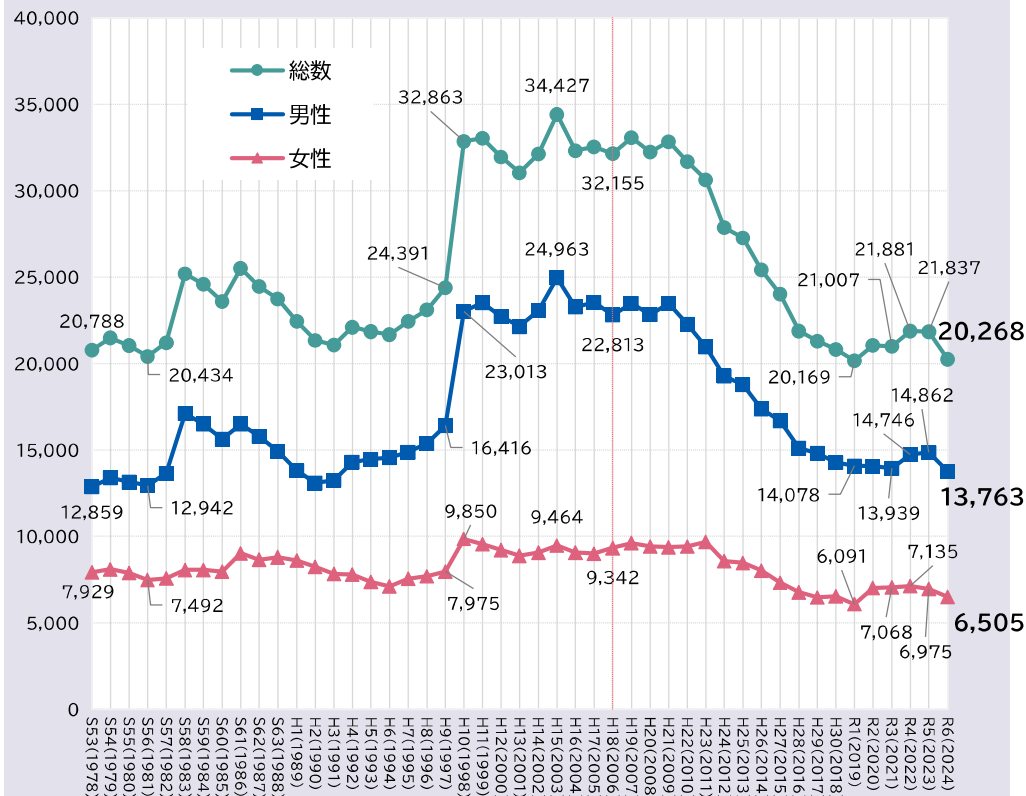
※出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2024)」

【令和6年（暫定値）】自殺者数の推移

資料 1 - 2
令和7年1月

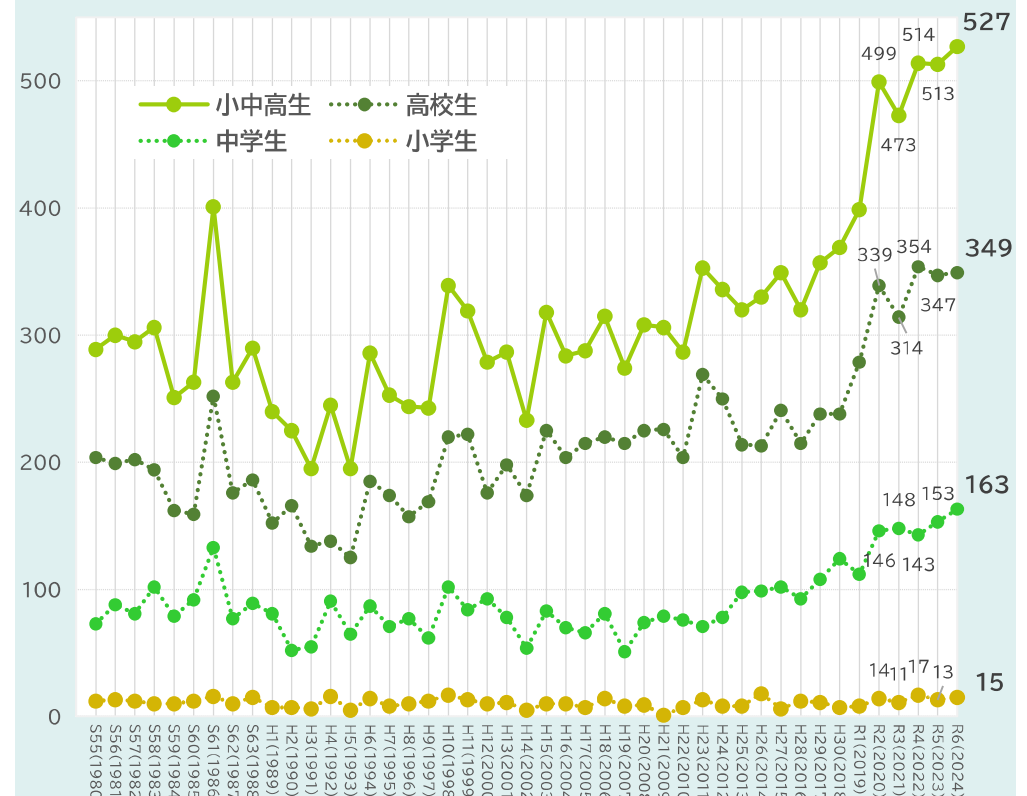
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和6年（暫定値）は、自殺者総数が前年を下回り、20,268人となっている。また、男性の自殺者数が3年ぶりに減少し、女性の自殺者数が2年連続で減少している。



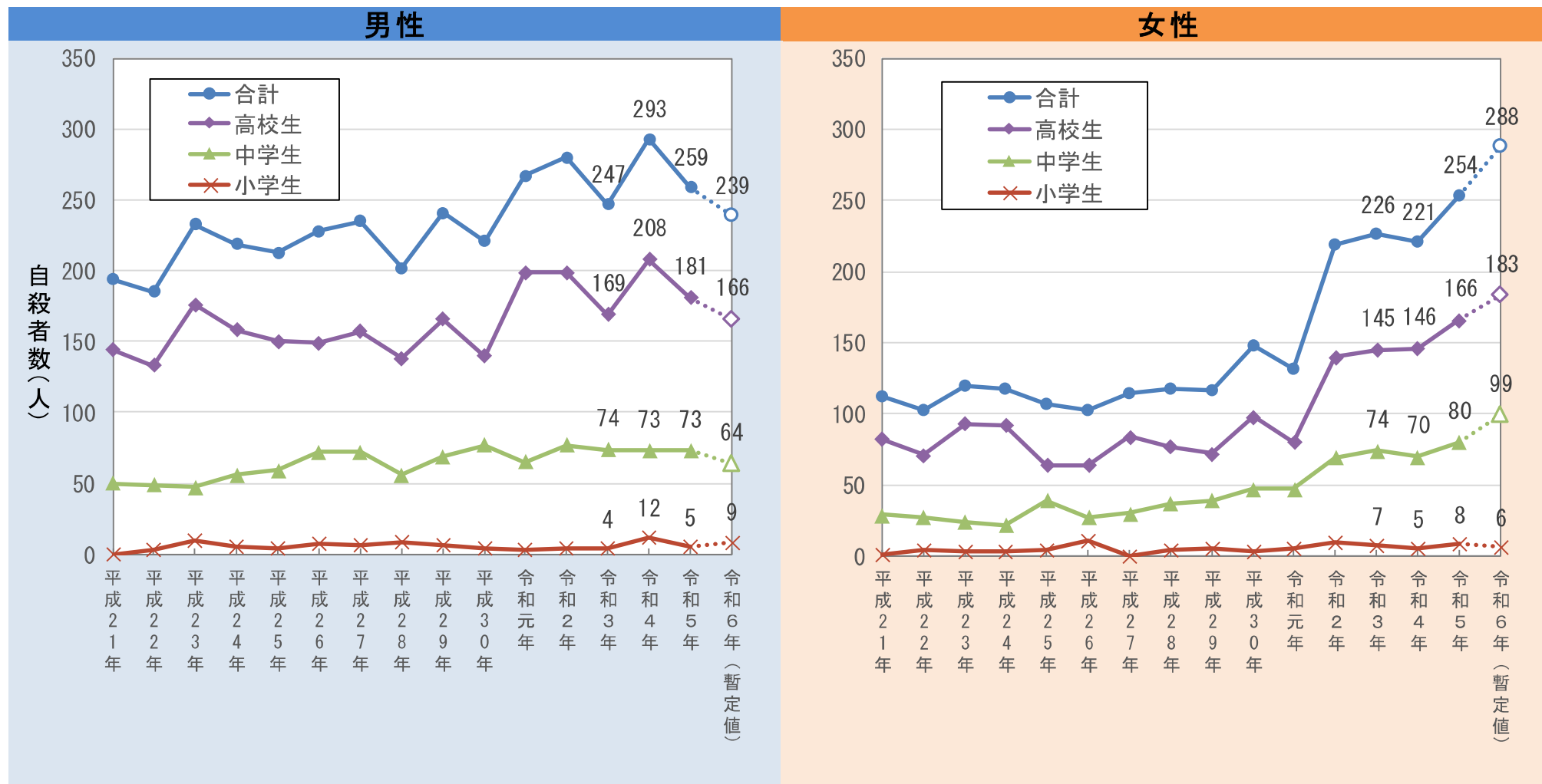
小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和6年（暫定値）は、527人であり、過去最多となっている。



【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移（男女別）

令和7年1月29日現在



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数月次推移（男女別）

令和7年1月29日現在

（単位：人）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年 （暫定値）	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	58	44	49	32	527
	男子計	18	17	12	21	15	26	22	24	26	23	22	13	239
	女子計	24	26	16	26	27	27	27	16	32	21	27	19	288
	小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	男子	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	1	1	9
	女子	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	6
	中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	男子	6	6	3	6	2	7	9	7	6	5	5	2	64
	女子	12	8	7	10	11	8	8	3	7	7	10	8	99
	高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	41	31	33	21	349
	男子	10	11	9	15	12	19	12	17	18	17	16	10	166
	女子	9	18	9	15	16	19	19	13	23	14	17	11	183
令和5年 （確定値）	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
	男子計	21	18	16	24	19	23	18	25	22	30	20	23	259
	女子計	22	6	11	29	20	15	25	27	32	31	17	19	254
	小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	男子	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	5
	女子	2	0	0	2	1	0	1	0	0	1	1	0	8
	中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
	男子	7	5	7	2	6	7	6	9	4	10	5	5	73
	女子	7	4	4	10	3	7	6	10	7	12	4	6	80
	高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
	男子	13	12	9	22	13	16	12	16	18	18	15	17	181
	女子	13	2	7	17	16	8	18	17	25	18	12	13	166

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R6-R5	小中高生計	-1	19	1	-6	3	15	6	-12	4	-17	12	-10	14
	男子計	-3	-1	-4	-3	-4	3	4	-1	4	-7	2	-10	-20
	女子計	2	20	5	-3	7	12	2	-11	0	-10	10	0	34
	小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	2
	男子	1	-1	0	0	1	0	1	0	2	-1	1	0	4
	女子	1	0	0	-1	-1	0	-1	0	2	-1	-1	0	-2
	中学生	4	5	-1	4	4	1	5	-9	2	-10	6	-1	10
	男子	-1	1	-4	4	-4	0	3	-2	2	-5	0	-3	-9
	女子	5	4	3	0	8	1	2	-7	0	-5	6	2	19
	高校生	-7	15	2	-9	-1	14	1	-3	-2	-5	6	-9	2
	男子	-3	-1	0	-7	-1	3	0	1	0	-1	1	-7	-15
	女子	-4	16	2	-2	0	11	1	-4	-2	-4	5	-2	17

※令和5年は確定値、令和6年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

令和 6 年度 京都市における自殺対策の取組

1 普及啓発・教育地域づくり（事前予防 prevention）

① 普及啓発

1	啓発イベント「ライフ in 灯〈ライト〉きょうと 2024」の開催（9月6日） 京都府・こころのカフェきょうと・京都自死自殺相談センターとの4者共催で、パネル展示や遺族の思いの発信、LEDろうそく点灯、京都府庁・京都市役所のグリーンライトアップなどを行った。
2	市民を対象とした講演会 ○ゲートキーパー養成研修（8月29日開催 参加71名） （こころの健康講座を兼ねて実施） 「守りたい 大切ないのち—私たちにできること—」 ○アルコールと健康を考えるセミナー（11月2日開催 参加154名） 「知ることからはじめよう～お酒との付き合いかた～」 ○依存症市民講座（1月22日 参加98名） 「やめたくてもやめられない、依存症って？」
3	電子媒体による情報発信 ○ホームページ、フェイスブック、行政情報放映用モニター等を活用した「自殺予防啓発ムービー」の放映、「ストレスマウンテン京都市版」等による啓発、検索連動型広告・TikTok 広告等を活用した相談窓口情報の発信 ○LINE公式アカウント「われらは京都市ゲートキーパーズ」からの情報配信 ○「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO-DENT からの情報発信
4	きょう いのち ほっとブック事業（9月）市内20図書館
5	各区こころのふれあいネットワーク事業による自殺予防についての啓発
6	国保だより掲載「今日からあなたもゲートキーパー！」（令和6年度号）約20万世帯に配布
7	アルコール・薬物依存症者対策の推進 講演会・研修会の実施（再掲）、自助グループの支援
8	普及啓発チラシ「悩んでいる人に寄り添う。あなたも、ゲートキーパーに。」を9万5千部作成し、市立の全幼稚園、小中高校、総合支援学校経由で、京都市PTAしんぶん10月号に併せて各家庭に配布

② 人材育成・教育

1	ゲートキーパー養成等のための研修 ・市民を対象とした研修（71人） ・市職員を対象とした研修（386人） ・その他の関係機関等を対象とした研修（60人） ※1月末まで ・＜動画教材の配信＞ ○京都市情報館内にゲートキーパーのページを設置し、厚生労働省作成のゲートキーパー研修eラーニング動画教材（約15分）のリンクを貼り、本市職員のほか、関係機関や団体にも周知し、受講を勧奨（8月） ・こころの健康増進センターにおいて、ゲートキーパー養成研修動画（約25分）を作成（10月）。上記ゲートキーパーのページにリンクを貼っている。 ○京都精華大学共通教育機構 学生相談室室長 准教授 川本静香氏の講演動画（題目：ゲートキーパーって何？） ○きょうと動画情報館に掲載。再生回数：366回（令和7年2月末現在）
---	---

閲覧回数：433ビュー（令和7年2月末現在）

2	「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」の実施（市内全域で1回） （9月26日 参加23名）
3	一般科医・精神科医ネットワーク交流会（G-Pネット）」の実施（1回） （10月17日下京西部医師会と共催で開催 参加16名）
4	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修 （12月12日 参加29名）
5	大学と連携した教職員の研修等 若者のこころに寄り添う支援者への研修会（8月9日 参加73名）
6	京都いのちの電話相談員養成事業（補助） 自殺予防のための電話相談員を養成する事業への補助

③ 関係機関連携

1	京都市自殺総合対策連絡会の開催（3月25日）
2	京都市自殺総合対策庁内推進会議の開催（2月14日）
3	京都市地域自殺対策推進センターの運営
4	京のいのち支え隊への参加

2 相談支援・スクリーニング・リスクアセスメント（危機対応 intervention）

1	自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）の運営 開設時間：毎日24時間 相談件数：10,955件（自死遺族64件、自殺予防1,988件、その他8,903件） ※2月末まで
2	電話相談後のフォロー体制の確保 自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」で把握した、専門的な悩みを持つ市民を、適切な専門相談窓口確実に繋ぐことができる体制を確保し、相談体制の強化を図る。
3	「きょう ほっと あした〜くらしとこころの総合相談会〜」の開催 自殺総合対策連絡会に参加している団体と連携し、相談会を9回実施（平日相談7回、土曜相談2回）。学生及び初回相談者の予約を優先して実施。 来所延人数：98人 相談延件数：105件 再掲オンライン相談延件数：6件 ※3月末まで
4	相談員に対する研修会 第1回相談員研修会（8月9日） 第2回相談員研修会（8月29日） 第3回相談員研修会（11月2日） 第4回相談員研修会（12月12日） 第5回相談員研修会（1月10日） 第6回相談員研修会（1月22日）
5	メール相談事業（補助）
6	「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」の実施（市内全域で1回）（再掲）
7	一般科医・精神科医ネットワーク交流会（G-Pネット）」の実施（1回）（再掲）
8	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修（再掲）

3 遺族支援（事後対応 postvention）

1	「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」の開設（再掲）
2	こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）への支援 ・例会（分かち合いの会）の案内 ・こころのカフェきょうと「フリースペース」への支援 （22回 参加者139名）※3月末まで
3	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修（再掲）

(自殺総合対策連絡会資料)

令和 7 年 3 月 25 日
京都市障害保健福祉推進室
京都市こころの健康増進センター

令和 7 年度の自殺対策の取組

第 3 次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を踏まえつつ、引き続き令和 6 年度と同様の取組を継続するが、以下について変更等する。

(1) 「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」の 24 時間 365 日体制の見直し

- コロナ禍対策として、令和 2 年 8 月以降、24 時間 365 日体制に拡充してきた「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」について、新型コロナウイルスが 5 類感染症に移行して一定期間経過した後の状況も踏まえ、令和 7 年 4 月から、平日日中 7 時間（9 時～16 時）で受け付けることとする。

上記（1）の見直しに併せて、以下（2）、（3）の取組を行う。

(2) 京都いのちの電話への支援の拡充

- 長年民間で 24 時間 365 日の自殺対策相談電話に取り組んでおられる「京都いのちの電話」の体制強化のため、支援を拡充する。
- 具体的には、近年減少傾向にある電話相談員（ボランティア）を増加させるための新相談員研修受講費の一部助成、電話相談員がより一層シフトに入りやすい環境をつくるための交通費の一部助成を新たに行うことにより、「京都いのちの電話」の受電率の上昇を図る。

(3) ゲートキーパー周知強化事業の新規実施

- 現在行っているゲートキーパーの養成に係る研修等の事業は、自殺対策に関心のない層になかなか訴求できていない。
- このため、ゲートキーパーについての知識を得ることに対するインセンティブの付与、効果的な広報のためのチラシ等の作成・配布等を、民間事業者からの企画提案を得て実施（公募型プロポーザルで業者選定。業者委託により事業実施）することにより、自殺対策に関心のない層も取り込んだ、ゲートキーパーの周知の強化を図る。